

徳島県告示第五百四十七号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定に基づき、次の二に掲げる家畜の所有者に対し、次の四に掲げる消毒方法を実施すべきことを命ずる。

令和五年十一月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 実施の目的

本県における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防のため

二 実施する区域

県下全域の鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「鶏等」という。）を合計百羽以上又はだちょうを十羽以上飼養する農場その他家畜防疫員が必要と認める鶏等を飼養する農場

三 実施の期日

令和五年十一月三十日から令和六年三月三十一日までの百二十三日間

四 消毒方法

二の農場（鶏等の畜舎の周囲、当該農場の外縁部その他家畜防疫員が必要と認める場所に限る。）への消石灰の散布